

別紙3 鮎川浜清崎地区まちづくりルール

この内容は、本地区で指定をされている「南三陸金華山国定公園」の特別地域において、防災集団移転促進事業による高台の住宅団地開発と、居住者の住宅建設を実施するため定めるものである。

名 称	石巻市鮎川浜清崎地区 まちづくりルール	
位 置	石巻市鮎川浜清崎山	
面 積	約2.9ha	
まちづくりの目標	<p>本地区は、東日本大震災により罹災した世帯が、安全な高台への集団移転を行う地区であり、石巻市が防災集団移転促進事業を活用して新たに整備する高台の住宅団地である。</p> <p>本地区のまちづくりのルールは、地区住民の新たな居住地となる高台の住宅団地において、従前からの自然及び周辺環境に配慮しながら、良好な住環境の形成及び均衡ある各住宅の建設を促進することを目標に定めるものである。</p>	
まちづくりの方針	土地利用の方針	地区内の良好な住環境の形成を目指し、周辺の自然環境及び既存集落等に配慮しながら、住宅を中心とした土地利用を誘導する。
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 良好な住宅地としての形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 2. ゆとりある低層の戸建住宅地の形成を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度を定める。 3. 将来的な敷地の細分化により、住宅が密集し、住環境の悪化を防ぐため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 4. 半島部として相応しい街並み景観を実現し、良好な住宅地の確保を図るため、建築物の高さの最高限度を定める。 5. 圧迫感のない、ゆとりある住宅地の形成のため、壁面の位置の制限を定める。 6. 均衡ある街なみ景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。 7. 住宅団地内の緑化推進を図るとともに、地震時のブロック塀等の倒壊による災害を防ぐため、垣又はさくの構造の制限を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. うるおいのある緑豊かな街なみ景観の形成を図るため、緑化を推進する。 2. 良好な住宅地の環境を図るため、資材置場、廃材置場、著しい振動若しくは騒音・悪臭・粉塵などにより付近の住環境を害するおそれのある施設等の土地利用を避ける。

まちづくり計画（ルール）	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 住宅、兼用住宅 2. 附帯建築物
		建築物の容積率の最高限度	10分の20（都市計画法にもとづく市街化調整区域と同等の建築物）
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6（都市計画法にもとづく市街化調整区域と同等の建築物）
		建築物の敷地面積の最低限度	194㎡（建築敷地としての敷地分割の禁止） ただし、市長が良好な居住環境を害するおそれがないと認める土地についてはこの限りではない。
		建築物等の高さの最高限度	13m 建築の階数は3階以下とする。
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上、隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。 ただし、以下に掲げるものについては適用しない。 （1）軒、庇、手すり、戸袋、床面積に算入されない出窓 （2）外壁の開口部に設ける扉又は窓で外開きの部分
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱、又は屋根の色彩は刺激的な色を基調とせず、周辺環境に配慮した落ち着いたのある色調とする。 2. 美観・風致を損なう恐れのある刺激的な屋外広告物や光源等を設置してはならない。